

平成 8 年人事院公示第 1 1 号 新旧対照表（平成 3 0 年人事院公示第 6 号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>人事院は、人事院規則 1 6—0（職員の災害補償）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、平均給与額の最低保障額に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 平均給与額の最低保障額は、<u>3, 9 3 0</u> 円とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>人事院は、人事院規則 1 6—0（職員の災害補償）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、平均給与額の最低保障額に関し、次のとおり決定した。</p> <p>1 平均給与額の最低保障額は、<u>3, 9 2 0</u> 円とする。</p> <p>2 （略）</p>